

子ども及び家族サービス法 II

—カナダ・オンタリオ州—2005年

村 井 衡 平

面 接

第58条 (1) 面接命令—裁判所は子どもの最善の利益のために

(a) 本節のもとで命令をするとき、または、

(b) 第2節のもとでの申立により、

ある人の子どもとの面接に関する命令をし、それを変更または終了させ、裁判所が適切と判断する条件または期限を課することができる。

(2) 申立をする人 子どもがある協会の世話および監護または監督のもとにあるときは、

(a) 子ども

(b) 子どもがインディアンまたは土着の人であるときは、子どもの集合体または土着の集団によって選ばれた代表者、もしくは

(c) 協会

はいつでも、裁判所に対し、第(1)項のもとでの命令を請求することができる。

(3) 通 知。第(2)項(b)に引用される申立は、協会への申立の通知である。

(4) 同 じ。第(2)項の申立の通知をし、またはそれをうける協会は

(a) 第39条(4)および(5)（子どもへの通知）に従って、子ども

(b) 子どもの親

(c) 申立の時に子どもの世話をしている人

(d) 子どもがインディアンまたは土着の人であるときは、子どもの種族または土着の共同体によって選ばれた代表者に申立の通知をするものとす

る。

- (5) 16才以上の子どもの面接の命令は、その人の同意または第(1)項のもとでなされるものとする。
- (6) 6カ月の期間。第(2)項のもとで協会以外の人によって6カ月の間になされた
- (a) 第57条のもとでの命令の作成
 - (b) 第(2)項の下での同じ人による以前の申立の処分
 - (c) 第64条（再審）のもとでの申立の処分、または
 - (d) (a)(b)または(c)の下で引用された命令への控訴の最終的処分ないし放棄のいずれがおそいかは問わない。
- (7) 子どもが養子とされるときは適用しない。いかなる人も協会も、
- (a) 子どもが国王の被後見人であり、
 - (b) 第7部（養子縁組）の規定の下で、かつ
 - (c) その人の家庭にいぜんとして居住しているとき。

第59条(1) 面接。第57条(1)の(I)または(2)のもとで、責任を負っている親の許から、子どもが他へ移されるよう命令がなされるとき、裁判所は、ある人による子どもとの継続的な面接が子どもにとって最善の利益であると判断するとき、面接の命令をする責任を負うものとする。

(2) 面接。国王の被後見人—裁判所は第58条（面接）または第65条（身分再審理）の下で国王に関する面接命令をしないものとする。

ただし、裁判所が

- (a) ある人と子どもとの関係が子どもにとって有意義であり、かつ、
 - (b) 命じられた面接は、子どもが将来の永続的または健全な配置の機会を損うことはなからうと満足するときは、この限りでない。
- (3) 面接の終了。国王の被後見人—裁判所は
- (a) 命令がもはや子どもの最善の利益でないか、または
 - (b) 裁判所はもはや、第2項(a)および(b)がその面接に関して満足のいくものでないとき、

国王の被後見人に関する面接命令を終了させるものとする。

支払命令

第60条(1) 親による支払命令。裁判所が子どもを

(a) 協会、または

(b) 協会の監督の下に子どもの親以外の人の世話に託すとき、

裁判所はある人またはその人の不動産が協会に、1日当りの特定された金額を協会の世話または監督について支払うよう命じることができる。

(2) 標準、第(1)項のもとで命令をするに当り、裁判所は、以下のような適切と考える事件の具体的な事情を考慮するものとする。

1. 子どもの資産および財産さらに親の一方または双方の不動産権。
2. 子どもが彼または彼女自身の扶養料を支払うことができる可能性。
3. 扶養料を準備する親の一方または双方の可能性。
4. 子どもおよび親の年齢および肉体的精神的健康。
5. 子どもの精神的・情緒的および肉体的なニーズ。
6. 親または親の不動産が他人の扶養料を準備する義務。
7. 教育をうけることについての子どもの資質および合理的な期待。
8. 公的な資金以外の他の出所より、子どもの扶養料に関する法律上の権利。

(3) 命令は18才で終了する。第(1)項の下でなされたいかなる命令も、子どもが18才を越えて延長することはない。

(4) 変更する権利。裁判所は第(1)項のもとでなされた命令を、裁判所が子どもまたは親の事情が変更したと満足するとき、変更、延長または終了させることができる。

(5) 地方自治体による徴収。地方自体的の委員会は、第(1)項のもとで親によって支払われるべく命じられた金額を、協会の利益のために、地方自治体によって徴集する旨を定める協会のディレクター委員会との合意に入ることができる。

(6) 強制。第(1)項の下である人の不利になされた命令は、あたかも家族法典の第Ⅲ部のもとでなされた扶養命令であるかのように強制されることができる。

協会および国王の後見

第61条(1) 適用。本条は、子どもが第57条(1)の2および3のもとで、協会ま

たは国王の後見と定められた場合に適用する。

(2) 居場所。子どもを世話する協会は、子どもの居場所を下記のように定める。

- (a) 子どもに最も抵抗の少ない二者選択、
- (b) 可能な場合、宗教的信条を尊重し、
- (c) 可能な場合、子どもの言語および文化的に生得したもの、
- (d) 子どもがインディアンまたは土着の人であり、子どもの拡大家族の1員であるが、他のインディアンも、土着の家族のメンバーであるとき、および
- (e) 子どもの希望を聞き、もしそれが合理的に確認でき、かつ、子どもとの面接の権利のある親の希望、等々を考慮する。

(3) 教育。子どもを世話する協会は、子どもが彼または彼女の家庭および能力に一致した教育をうけると確信する。

(4) オンタリオの外に置かれ、またはオンタリオから他へ移動させる。子どもの世話をする団体は、子どもをオンタリオの外にはいけず、子どもが自ら、またはある人が子どもをオンタリオから移動することを永久に許されない。ただし、ディレクターが例外的な事情が配置または移動を正当化すると満足する場合は、この限りでない。

(5) 子ども、親および養親の婚姻。子どもの世話をする協会は、

- (a) 子どもが第5部（子どもの権利）に参照されたすべての権利を与えられ、かつ、
- (b) 子どもと面接する権利を与えられている親の希望および子どもが国王の被後見人である場合の養親の希望は、子どもに関する協会の主要な判断のなかに考慮されている。

(6) 場所の変更。子どもの世話をする協会は、子どもを養親の家庭からディレクターまたは地方ディレクターの意見により、

(7) ある場所における養親の権利—子どもが国王の被後見人であり、引続いて2年間、養親と同居しているとき、協会は子どもを第(6)項のもとの、はじめに養親に10日間の余裕を認めて、第68条のもとの彼または彼女の権利の行使を認める。

(8) 再考のとき。第(7)項のもとの通知をうけ取ってから10日以内に、養親が第68条のもとの再考を請求するとき、協会は再考をするまで子どもを移動するこ

となく、ディレクターによるさらなる再考が完了し、かつ、場合に依じて、子どもが移動されること認める。

(9) 子どもが危険な場合は例外。第(7)項および第(8)項の規定は、ディレクターまたは地方のディレクターの意見によれば、第68条のもとでの再審査のために必要な期間中に子どもが損害をうける危険性がある場合は、適用しない。

(10) ある配置の再調査。住居配置勧告委員会によってなされる第34条、第35条および第30条（子どもサービス調査委員会）による（サービスの自発的アタック）の規定は、場合によってなされる居住用の配置に適用する。

第62条(1) 社会的な被後見人。医学的処置への同意—子どもが第57条(1)項の2のもとで、社会的な被後見人とされるとき、協会は、子どもの同意が親の仕方で要求されるとき、子どもが医学的処置を受けるのに同意し、許可する。ただし、裁判所が、親は彼または彼女が、子どもが医学的な処置をうけることを拒否または同意する権利を保有する旨を命じるときは、この限りでない。

(2) 同様、裁判所は第1項のもとで、必要な医学的処置を設けることに同意しないことが、子どもは保護を必要としていたとの見解の証拠であった。

(3) 裁判所の命令。一方の親が第1項のもとでなされた命令に言及するとき、子どものための医学的処置を拒否するか、反対にそれが利用できるし、同意できると判断し、裁判所が処置は子どもの最善の利益であると認定するとき、裁判所は協会が処置に同意するのを許可するであろう。

(4) 子どもの婚姻への同意。子どもが第57条(1)項の(2)のもとで、社会の後見とされるとき、子どもの親は、彼または彼女が婚姻法のもとで子どもの婚姻に同意し、または拒否する権利を保有する。

第63条(1) 国王受託者の国王後見人。子どもが第57条1項の(3)のもとで国王の受託者とされるとき、国王は子どもの世話、監護および支配の目的で親としての権利・義務を負い、医学的な処置をうけるについて同意を与えまたはこれを拒否し、（さらにその他の親の同意が要求されるとき）、子どもに関する国王の権利・義務および責任を要求され、法律または規則によってディレクターに委ねられていることを除き、子どもの社会的な世話によって実行され、かつ、遂行されるものとする。

(2) 社会的な被後見人の社会的な受託者—子どもが第57条(1)の下で社会的な被後見人とされるとき、社会的な子どもの世話、監護および支払の目的で親とし

ての権利・責任を負う。

再調査

第64条(1) 適用一本条は子どもが第57条(1)項のもとで協会の監督命令、後見命令または国王の後見命令の主体である場合に適用する。

(2) 協会は身分の再調査をする。子どもを世話し、監護しまたは監督する協会は、

- (a) 第(9)項に従い、いつでも裁判所に、申し出ることができ、
- (b) 命令が協会の管理または後見に関する場合には、第71条(1)項（年齢が18才）のもとでの例外を除き、かつ、
- (c) これまで協会の監督命令のもとで子どもの世話をしてきた人の許から子どもを移動させたとき、協会は裁判所に5日以内に子どもの移動を申し出るものとする。

(3) 第(2)項(a)・(c)の適用。第57条(1)のもとで子どもが協会の監督命令の主体である場合に、第(2)項子どもと共に親または他の人が郡または他の地域に居住するとき、第2項(a)もまた協会に適用される。

(4) 他人は身分の調査を請求することができる。—子どもの身分の調査に関する申立は、

- (a) 子どもが12才未満のときは、子ども、
- (b) 第5項に従する子どもの親、
- (c) 協会の監督命令の下で子どもがおかれている人、または
- (d) 子どもがインディアンまたは土着の人である場合、子どもの種族または土着の共同体によって選ばれた代表者

による協会への通知によってなされることができる。

(5) ある場合に要求される許可。子どもが国王の被後見人であり、かつ、申請の直前に継続して2年間、同じ養親の許で生活したとき、裁判所の許可がなければ、親は誰れも、第4項の下でいる子どもの許可を得ることはできない。

(6) 通知、第(2)項の下で申立をするか、または第(4)項のもとで通知をうける場合は、申立の通知を

- (a) 子どもに、第39条(4)または(5)に従って（子どもへの通知）
- (b) 子どもの親に、子どもが国王の被後見人であり、かつ、16才以上であ

子ども及び家族サービス法 II

るとき、

- (c) 協会の監督命令の下で子どもがその人の許にいるとき、その人に、
 - (d) 申立の直前6カ月以内、子どもが継続して養親の世話をうけていたときは、養親に、
 - (e) 子どもがインディアンまたは土着の人である場合、子どもの種族または生来の共同体によって選ばれた代表者に、かつ、
 - (f) 子どもが国王の被後見人であるときは、ディレクターにする。
- (7) 6カ月の期間、第(4)項のもとで、6カ月の間
- (a) 第57条(1)のもとで最初の命令をすること、
 - (b) 第(4)号の下である人による以前の適用の処分、または
 - (c) (a)項または(b)項に引用された命令に対する控訴の最終的な処分または放棄。
- (8) 例 外。第(7)項は以下の場合に適用しない。
- (a) 子どもが協会の被後見人であるが、社会的監督命令の対象となるか、または国王の被後見人であり、かつ、面接命令が第58条の下でなされ、さらに、
 - (b) 裁判所が子どもの世話のための計画どおりに実行されていないと判断するとき、
- (9) 子どもが養子とされる手続中。いかなる人も協会も、本条のもとで、子どもが
- (a) 国王の被後見人であり
 - (b) 協会またはディレクターにより、第7部のもとで養子縁組の目的である人の家庭におかれており、かつ、
 - (c) いぜんとしてその人の家庭に留まっているとき、

本条の下での申請をしないものとする。

(10) 中間的な世話および監護。本条のもとで申立がなされるとき、子どもはいぜんとして、申立が処理されるまで、子どもについて責任を負っている人または協会の世話および監護の下にある。ただし、裁判所が子どもの最善の利益が子どもの世話および監護の変更を要求すると満足しているときは、この限りでない。

第65条(1) 裁判所は変更することができる。子どもの身分の変更についての申

立が第64条のもとでなされるとき、裁判所は子どもの最善の利益のために、

- (a) 第57条(1)のもとでなされた当初の命令を、命令の1部である面接の条件または期限を含めて変更または終了させ、
- (b) 当初の命令を将来の特定の日に終了させるか、または
- (c) 第57条のもとでさらなる命令をする。

(2) 制 約。第57条(1)の3の下で子どもが国王の被後見人とされるとき、裁判所は(1)項の下で協会の後見を命じるべきでない。

(3) [1999法第2章19条により廃止]

第66条(1) ディレクターまたは個人的にディレクターによって授権された人は、各暦年に少なくとも1回、

- (a) 国王の被後見人であり、
- (b) 継続して24カ月間、国王の被後見人であり、
- (c) その人の身分がその間に、本条または第61条のもとで確認された。

(2) 同 一。第(1)項の下での再審理ののち、ディレクターは協会に対し、第64条(2)項のもとで子どもの身分を調査するよう命じ、またはディレクターの意見によれば、それが子どもの最善の利益である他の命令をすることができる。

第67条(1) 判事による調査。ミニニスターはオンタリオ裁判所の判事を任命し、協会の世話になっている子どもに関する事柄を適切に調査させ、かつ、任命された判事は観察を行い、書面による解答をミニニスターに報告させる。

(2) 判事の権限。第(1)項のもとの調査の目的のため、判事は「公的調査法」の第Ⅱ部のもとでコミッションとしての権利を有しており、かつ、この部分はあたかも本法のもとの調査であったかのように、調査のなかで採用される。

第68条(1) 協会の調査手続。協会はディレクターの承認を得て、書面による調査手続を創設し、協会が企てまたは受継したサービスに関する誰かの苦情を聞いて処理し、かつ、請求に応じて誰れでも利用できる再審理手続を設けるものとする。

(2) 同 一。第(1)項のもとで創設された審理手続には、不平を申し立てた人が協会の役員会による聴取をうけることを含むものとする。

(3) ディレクターによるさらなる再審理。不平を申し立て、協会のディレクター委員会の回答に満足しない人は、ディレクターによる問題の再調査を求めることができる。

控 訴

第69条(1) 控 訴 本条のもとでの裁判所の命令に対する控訴は最高裁判所に
対し、

- (a) 子どもが第30条(c) (子どもの参加)のもとで手続に参加する権利を有
するとき、
- (b) 子どもの親、
- (c) 本項のもとでの訴訟参加の直前に子どもについて責任を負っている人、
- (d) ディレクターもしくは地方ディレクター、または
- (e) 子どもがインディアンまたは土着の人であるとき、子どもの種族また
は土着の諸団体によって選ばれた代表者、

(2) 例 外。第(1)項の規定は、第54条のもとでのアセスメントの命令には適用
しない。

(3) 控訴中の世話および監護。子どもの世話および監護に関する判決が第1項
のもとで控訴されるとき、判決の執行は、判決をした裁判所への控訴状の送達
の直後、10日間、停止され、かつ、判決がなされた場合は、子どもが協会の監
護のもとにあるとき、子どもは

- (a) 10日間の停止期間が経過するか、または
- (b) 第4項のもとで命令がなされるか、いずれか早い日まで、協会の世話
および監護は残るものとする。

(4) 1時的な命令。最高裁判所は、子どもの最善の利益のため、控訴の最終的
処分が係属する間は、子どもの世話および監護の場所を第4部(若い犯罪者)
または同部で定義された1時的な拘留を得る場所が安全な場所として指定され
なかったとき、裁判所は控訴の最終的な処分をするに先立って、いずれか一方
の動議にもとづいて、命令を変更またはさらなる命令をすることができる。

(5) 子どもが養子とされる場合—子どもが第7部(養子縁組)のもとで養子と
されるとき、控訴のための期間の延長は許されない。判決後の出来事に関する
さらなる証拠を受理することができる。

(7) 審理の場所、本条のもとでの控訴は、控訴された命令がなされた郡または
地区においてなされるものとする。

(8) 第45条の規定は適用される。第45条(プライベートな審理)の規定は、本

条の下での控訴に修正のうえ適用される。

命令の終了

第70条(1) 時間的制約。第(3)項および第(4)項の規定に従い、裁判所は本部のもとで、子どもは

(a) 裁判所が協会の後見のための命令をする日に、子どもが6才未満のときは12カ月。

(b) 裁判所が協会の後見のための命令をする日に、子どもが6才以上のときは24カ月を越える期間、協会の後見の命令をしないものとする。

(2) 同 一。第(1)項に参照された期間の計算について、その期間内に子どもが協会の世話および監護が、

(a) 第29条(1)または第30条(1)のもとで合意がなされたか、または

(b) 第50条(2)(a)のもとで一般的な命令のもとでなされたか、

考慮されるものとする。

(2.1) 以前の期間は計算に入れる。第(1)項に引用された期間は、以前に子どもが協会の被後見人として協会の世話および監護をうけていた時期または第(2)項にみたように、子どもが協会の世話および監護の対象でなかった継続的に5年以上の期間。

(3) 同 上。第(1)項または第(4)項に触れた期間を経過し、かつ、

(a) 第57条(1)のもとでなされた命令の申立が開始され、かつ、いまだ最終的に処分されていないか、または、

(b) 裁判所が第65条（身分の再調査）の下で審理を延期したとき、場合に依りて、期間は控訴が最終的に処分されるまで延長されるか、かつ、控訴のもとでなんらかの新しい審理が完了されるか、または場合に依りて、第65条のもとで命令がなされる。

(4) 6カ月延長。第57条(1)の2および4に従い、裁判所は命令により、(1)の下で決められる期間を、そうすることが子どもの最善の利益であれば、命令により、6カ月に延長することができる。

第71条(1) 命令の満期。本条のもとでの命令は、命令の対象である子どもが

(a) 18才に達したか、または

(b) 婚姻したとき、

いずれか先に到達した日に効力を失う。

(2) 国王の被後見人：世話を継続—他の規定にかかわらず、子どもに関して職業上または公的な義務を遂行する人を含め、第(1)項のもとで協会はディレクターの同意を得て、引続き規則に従って、前国王の被後見人であった人のために世話および扶養料を支給する。

報告をする義務

第72条(1) 保護を必要とする子どもに関する義務。他の法律の規定にかかわらず、子どもに関して、職業上または公務上の義務を遂行する人を含めて、ある人が下記の1つを疑う合理的な理由を有するとき、その人は直ちに疑惑およびそのものに関する情報を協会に送付すべきである。

中 略

(2) 報告すべき継続的な義務—第(1)項にのべられた事項について付加的な合理的理由をもつ人は、たとえ彼または彼女が同じ子どもに関して以前に報告書を作成したとしても、第1項のもとでさらなる報告書を作成するものとする。

(3) 人は直接に報告しなければならない。第(1)項または第(2)項のもとで基礎事実について報告する義務のない人は、直接に協会に報告書を作成し、かつ、彼または彼女の責任において、他の誰れにも頼らないものとする。

(4) 犯 罪。第(5)項に引用された人は、もし、

(a) 彼または彼女が第(1)項または第(3)項に違反して疑惑を報告せず、かつ、

(b) それに関する疑惑が彼または彼女の職業上または事務上の義務の履行中に得られたとき—犯罪について有責である。

(5) 同 一。第(4)項の規定は下記の子どもに関して職業上または事務上の義務を負っている人々に適用する。

(a) 医師、看護師、歯科医師、薬剤師および心理学者

(b) 教師、校長、ソーシャル・ワーカー、家族カウンセラー、牧師、ユダヤ教牧師、心理学者

(c) 治安官および検死官

(d) 事務弁護士および

(e) サービス業およびその被用者。

(6) 同 一。第(5)(b)

成年およびリクリエーション研究者にはボランティアを含まない。

(6・1) 同 一。企業の指導者（ディレクター）、法人の役員または従業員が第(4)項の下で犯罪を許可するか、それに関与することを許可するかは、犯罪として有罪である。

(6・2) 同 一。第(4)項または第(6・1)項のもとで犯罪を引き起した人は有罪であり、1,000ドル以下の罰金に処せられる。

(7) 特権を拒否する原文。本条は、報じられた情報が内密のものであるか、または特権的なものであり、本条に従って行動する人に対する報告書の作成を義務づけることはない。ただし、人が悪意に、または疑惑についての合理的な根拠なしに行動するときは、この限りでない。

(8) 例外。ソリシター・依頼者の特権。本条の規定はソリシターと彼または彼女の依頼者の間に存在するいかなる特権も廃止することはない。

(9) 論 争。本条は、「個人的な健康情報保護」のいかなる規定にも優先する。**第72.1条(1)** 協会の義務。自らの世話および監護のもとにある子どもが現に虐待されているとか、過去に虐待をうけていた旨の状報を入手する協会は、ディレクターに情報を報告するものとする。

(2) 定 義。本条および第77条と第78条において、“濫用を蒙る”とは、第37条(2)(a)(c)(e)(f)または(h)の意味において、保護を必要としていることを云う。

再評価チーム

第73条(1) 定 義。本節において、“再評価チーム”とは、第(2)項のもとで協会によって創設された“再評価チーム”を意味する。

(2) 再評価チーム・すべての協会は、

(a) 医学的、心理学的、発展的、教育的または社会的な評価を遂行する職業上の資格を有する人および

(b) 少なくとも1人の法律上の資格を有する医師

を含む再評価チームを創設するものとする。

(3) 議 長。再評価チームは彼等自身の間で議長を選出するものとする。

(4) チームの義務。協会が子どもの事件に関与するときはいつでも、影響をうける子どもは、影響をうける再評価チームによって濫用をうけ、

(a) 事件を再評価し、かつ

子ども及び家族サービス法 Ⅱ

(b) 子どもをどのようにして保護するかを協会に勧告する。

(5) チームへの暴露は許される。他の法律の規定にもかかわらず、人は再評価チームまたはそのメンバーの誰れかに、第(4)項の下で合理的に要求される情報を暴露することが許される。

(6) 細別が特権を無効にする。細別(5)は明らかにされた情報が内密のものであるか、または特権的なものであり、情報をばくろさせるいかなる訴えも第(5)項に従って行動する人に対して提起されるべきでない。ただし、人が悪意で、または合理的な根拠なしに行動する

(i) 子どもの世話を協会の手に戻えし、かつ、

(ii) 調査チームの勧告を得て、それを考慮するか、または

(b) 裁判所が子どもを協会の世話におくことを終了したときは、この限りでない。

裁判所に命じられた面接を記録

第74条(1) 定義。本条第74条(1)および第74条(2)において、

“記録”とは、(肉体的な型式や特色を無視して)

“個人的健康情報”は精神健康法におけると同じ意味をもつ。

(2) 申出または出願、記録の作成。協会のディレクターはいつでも、第(3)項または第(3・1)項のもとで、証明の全部または1部の作成を命じることができる。

(3) 命令。記録の全部または1部が第(2)項に参照された申出の主体であり、本部のもとでの手続に関連する情報を含んでおり、かつ、記録を占有している人がディレクターまたは協会がこれを調査することを拒否するとき、裁判所が記録を所持または占有している人からそれを提出するか、または特定された1部をディレクターが調査し、かつ、ディレクター、協会または裁判所によるコピーをするよう命じることができる。

(3・1) 同様。裁判所は記録の全部または1部が第(2)項に引用された記録の全部または1部であると満足する場合に、下記の1つによって評論に関係しており、しかも記録を占有または支配する人が、ディレクターまたは協会がそれを調査するのを拒否したとき、裁判所は記録を保持し、または支配している人がその全部または特定の部分を調査のために提出し、かつ、ディレクター、協会または裁判所による点検のためにコピーすることを命じることができる。

1. 第51条(3)(b)または(c)のもとの監督に従う命令,
2. 第51条(2)(c)または(d)のもとの面接に関する命令,
3. 第57条のもとの監督命令,
4. 第58条のもとの面接命令,
5. 第65条のもとの面接および監督に関する命令,
6. 第80条のもとの強制命令,

(4) 裁判所は記録を検査することができる。

第(3)項または第(3・1)項のもとの、裁判所は記録を検査することができる。

(5) 内密な情報。第(3)項または第(3・1)項のもとの命令の方法によって情報を得た人は誰れも、下記の場合を除いて、情報を開示しないものとする。

- (a) 命令の中で特定され、かつ,
- (b) 本部のもとの手続における証言,

(5・1) 衝突。第(5)項の規定は2004年の個人健康情報保護法のどの規定にも優先する。

(6) 申立、ソリシターの依頼者の特権は除外される。第(7)項に従い、本項はいかなる他の法律にもかかわらず適用されるが、本条において、ソリシターと彼または彼女の依頼者との間に存在しているいかなる特権も廃止しない。

(7) 裁判所によって考慮される事項。第(2)項の下での申請または申立が個人的な健康の情報の記録に関しているとき、精神健康法第35条(6) (生活をする医師の陳述、聞き取り)が適用され、かつ、裁判所は

- (a) その法律の第35条(7)のもとの考慮すべき事項、および
- (b) 子どもを保護する必要性,

を考慮するものとする。

(8) 同様。第(2)項の下での申立または適用が第183条の意味での精神的不調の記録であるとき、同条を適用し、かつ、裁判所は同様の配慮を

- (a) 第183条(6)のもとの希望すべき事項および
- (b) 子どもを保護する必要性

を与えるものとする。

第74条(2) 記録へのアクセスのための権限,

裁判所または治安判事は、もし裁判所または治安判事が、ディレクターからの宣誓付きの情報にもとづき、または協会によって指名されることによって、記

子ども及び家族サービス法 II

録の全部または1部が、子どもが保護を必要とするか、多分必要であろうと信じる合理的な理由があるとき、記録にアクセスする許可状を発行することができる。

(2) 差押令状によって与えられる権限。差押令状はディレクターまたは場合によって指定された人に

(a) 通常の営業時間内または差押令状によって特定された時間内に特定された記録の調査。

(b) 記録を損わない方法で記録からコピーを作成する。

(c) コピーを作成する目的で記録を移動させる。

(3) 記録の返還。第(3)項(c)の下で記録を移動する人は、それをコピーしたのち、部屋に戻すものとする。

(4) コピーの許容性。本条の下での差押令状の主体である記録のコピーおよびコピーを作成した人による、それが原本と同一の範囲で価値があると説明されたものは、記録として同一の価値がある。

(5) 差押令状の有効期間。差押令状は7日間有効である。

(6) 執行。ディレクターまたは協会によって委託された人は、差押令状の執行のための援助として保安官を依頼することができる。

(7) ソリシターと依頼者間の特権。本条は他の法律の規定にかかわらず、ソリシターと彼または彼女の依頼者との間に存在するいかなる特権も廃止することはない。

(8) 考慮されるべき事項。本条のもとで発行された差押令状が個人的な健康情報に関してあり、かつ、差押令状が精神健康法第35条(6)（出席する医師の陳述、審理）の下で争われるとき、

(a) 本法の第35条(a)にのべられた事柄、および

(b) 子どもを保護する必要性、

に同等の配慮が与えられるべきである。

(9) 同様、本節のもとで発行された逮捕命状が第183条の意味での精神的不調の記録に関しており、かつ、逮捕令状が第183条の下で争われるとき、同様の配慮が

(a) 第183条(6)にのべられた事項、および

(b) 子どもを保護する必要性

に与えられるべきである。

第74.2条(1) 電子令状。ディレクターまたは協会によって委任された人が、第74.1条のもとで逮捕状の発行される合理的な理由が存在し、かつ、第74.1条に従って逮捕状を裁判所の面前に提出することが不可能であるとき、ディレクターまたは協会によって委任された人は、審理のうえ、電話または他の通信手段を使用して、この目的のためにオンタリオ裁判所の首席裁判官より委任された裁判官に提出することができる。

(2) 同様に、状報は

(a) 記録の全部または1部が、子どもが保護されているか、保護される必要があると信じる根拠となる情報を含んでおり、かつ、

(b) ディレクターまたは協会によって指名された人が自ら裁判所または治安判事の面前に出頭するのを不可能とする事情をのべるものとする。

(3) 逮捕令状は発行される。裁判所は申立者が

(a) 記録またはその1部が、子どもは現に保護を必要としており、または保護を必要とするであろうし、かつ、

(b) 第74条(1)のもとでの申立をするために自ら出頭するのを免除する合理的な理由がある

と判断するとき、記録の全部または1部へのアクセスを許可する。

(4) 逮捕令状の有効性。本条のもとで発行された逮捕令状は、第74条のもとでの中立性目的のために個人的な出頭を免除する合理的な理由は存在しないとの唯一の理由により、拒否されることはない。

(5) 規範の適用。第74条(3)より(9)までの細則は必要な修正のうえ、本条の下で発行される逮捕令状に適用する。

(6) 定義。本条において

“裁判官”とは、治安判事、オンタリオ裁判所判事または最高裁判所の家庭裁判所の判事を意味する。

子どもの利用登記簿

第75条(1) 定義。本条および第76条において、

“ディレクター”は、第(2)項の下で任命された人を意味する。

“登記官”は、第5条のもとで維持された登記官を意味する。

子ども及び家族サービス法 II

“登記された人”とは、登記簿において特定されたけれども、しかし、

(a) 第72条(2)および(3)のもとで、協会に報告する人であるが、レポートの主体ではない人、または

(b) 報告書の主体である子ども、

を含まない。

(2) ディレクター。大臣は、大臣の傭人として本節の目的のためにディレクターとして任命することができる。

(3) 協会の義務。第72条のもとにおいて報告書をうけ取る協会、協会の世話のもとにおかれている子どもを含めて、子どもが濫用をうけているとか、または濫用をうけた旨の報告をうける場合は、報じられた状報を直ちに確認し、または情報が他の協会によって決められた方法によって確認され、さらにもし情報に変更されたとき、それを変更した協会はその後、そのことを、定められた方法でディレクターに通知するものとする。

(4) 責任からの保護、損害賠償のためのいかなる訴訟または手続も、善意で行動する協会の役員または被傭者が第(3)項により協会に課せられる義務の履行のためにした行為について、損害賠償のためのいかなる手続もとられることはない。

(5) 子どもが登記簿を濫用する。ディレクターは登記簿を規則によって定められた方法により、(3)項のもとでディレクターに伝えられた情報を記録するため、規則によって定められた方法で登記を維持するものとするが、しかし登記簿は、第72条(2)または(3)のもとで協会に報告する人を特定する効力はなく、報告の主体でもない。

(6) 内密の登記簿。他のいかなる法律にもとかわからず、なにびとも、登記簿に記載されている情報を点検し、移動し、変更し、もしくはかくし、または人が登記簿から入手した情報をかくすのを許してはならない。ただし、本条がそれを許可するときは、この限りではない。

(7) 検死官の調査その他。ある人が

(a) 検死官または法律上許可された医師または保安官が、検死官法のもとでの調査に関係し、または

(b) 子どもの弁護士または子どもの弁護士が授権した代理人

は、彼または彼女の権限に従って、登記簿上の情報を調査し、移動し、かつ、

抹消することができる。

(8) ミイニイスターまたはディレクターは、登記簿にアクセスすることができる、ミイニイスターまたはディレクターは、

(a) ある人—すなわち

(i) ミイニイスター

(ii) 協会または

(iii) オンタリオ以外で公認された子ども保護施設、または

(b) 登録された人々にカウンセリングまたは処置をするか、その用意をしている人

が登記簿の中の情報を調査し、(7)に引用された人々の情報を開示するか、またはディレクターが適切と考える条件または期限に従って開示される。

(9) ディレクターは情報を開示することができる。ミイニイスターまたはディレクターは、登記簿の第(7)項または(8)項に引用される人に、登記簿の情報を開示することができる。

(10) 捜索 捜索に従事する人は、ディレクターの書面による同意を得て、登記簿の情報を調査し、かつ、利用することができるが、しかし

(a) 調査 専門的研究または統計的なデータまたは

(b) 登記簿に名前を記された人の同一性を確認する効果のあるなんらかの情報の取引はすべきでない。

(11) 登録された人。子ども。登録された人もしくは子どもまたは登録された人のソリシターもしくは代理人は、登記の中の子どもまたは登録された人に関する情報のみを調査することができる。

(12) 医師。法的に資格のある医師は、ディレクターの書面による同意を得て、ディレクターによって特定された登記簿の情報を点検する。

(13) 登記簿の改訂。ディレクターまたはディレクターの権威のもとで行動するミイニイスターの被用者は、

(a) 規則が除去または改正を要求することを、名簿を除去し、または他に改め、かつ、

(b) 登記簿の誤りを訂正する。

(14) 登記は許されない。例外、登記は下記を除いて、手続における証拠とされることができない。

子ども及び家族サービス法 II

- (a) 本条に従っているか、いないかを決定するため、
- (b) 第76条のもとでの審理または控訴、
- (c) 検死官法のもとでの手続、または
- (d) 第81条に引用される手続において、(子どもの利益のための回復)

第75条 (1999年法による廃止)

第76条(1) 定義 本部において、“審理”とは、(4)(b)のもとで行われる審理を意味する。

(2) 登記された人への通知。登記簿に記入がなされるとき、ディレクターは登録された各人に、

- (a) 個人が登記簿において確認されている。
- (b) 個人または個人の弁護士または代理人は、登記簿の中の個人に関し、または個人を特定する情報を調査する権利を有しており、かつ、
- (c) 個人はディレクターが個人の姓名を登記簿から他に移し、または他の方法で登記簿を改訂すべく要求する権利がある。

(3) 登記簿を改訂すべき要求。第2種のもとで通知をうける登記された人は、ディレクターが個人の名前を登記簿から他に移し、または他の方法で改訂を要求することができる。

(4) ディレクターの返答。第3項のもとで要求を受けるとき、ディレクターは、

- (a) 請求を許可するか、または、
- (b) 請求を認めるか、拒否するかを決定するため、10日以内に当事者に書面により通知し、審理を行う。

(5) 委任。ディレクターは他の人が審理を主催し、かつ、第(8)項のもとで、ディレクターの権限および義務を行使することを許可する。

(6) 手続。法的権限手続法は審理に適用され、かつ、審理は定められた法則および手続に従って行われる。

(7) 審理。審理の当事者は

- (a) 登録された人
- (b) 登録された人の同一性に関し、または登録された人に関する情報および
- (c) ディレクターによって特定された、だれか他の人。

(8) ディレクターの決定。審理を行ったのち、ディレクターが、特定の人に関

する登記簿の情報は間違っているとか、登記簿に記載されるべきではないとか、ディレクターは登記された人の氏名を抹消するか、または他の方法で登記を改正し、かつ、協会の記録はディレクターの決定に従って改正されるべきである。

(9) 管区裁判所への控訴。審理の当事者は管区裁判所にディレクターの決定に控訴することができる。

(10) 審理は私的に。審理の当事者はディレクターの決定を管区裁判所に控訴することができる。

(10) 私的な審理。本条のもとでの審理は、公衆が不在、かつ、メディアの代表者の出席は許されない。

(11) 公表。なにびとも、証人、審理の参加者または審理の当事者の同一性を示す効果のある情報を公開し、または公開させないものとする。

(12) 記録の許されないこと：例外。本条のもとでの審理または上訴の記載は、他の手続において証拠とすることは許されない。ただし、第25条(1)(d)（記録の内密性）または第85条(1)(c)（協会の記録の検討）のもとでの手続を除く。

ディレクターの権限

第77条(1) ディレクターの移送する権限。ディレクターは協会の世話または管轄のもとにある子どもの最善の利益のために、

(a) 子どもが他の協会の世話に移されるか、または

(b) 1つの場所からディレクターによって指定された他の場所に移された。

(2) 標準。第(1)項(b)のもとで、移送を命じるかどうかを決定するについて、ディレクターは

(a) 子どもが現在の施設で過した期間、

(b) 養親の見解、および

(c) 子どもの見解および選択が合理的に確認されたかどうか、

を考慮に入れるものとする。

主婦

第78条(1) 本条において、“主婦”とは、ディレクターまたは地域ディレクターにより、本条の目的のために承認された人を意味する。

(2) 主婦は建物に残ることができる。第40条または第44条のもとで施設に入ろ

うとする人に

(a) その人の意見によれば、施設の中に十分な世話も監督もなしに残されている子どもを発見するとき、および

(b) 子どもについて責任を負う人が誰れもないか、または主婦を前記財産上に配置するについて、同意すべき人がいないとき、

人は子どもを安全な場所につれていくかわりに

(a) 財産上に残しておくか、または

(b) 協会と相談し、主婦を財産上に配置する。

(3) 主婦の権限。第2項の下で財産上に残っているか、おかれている主婦はそこに入り、そこに居住し、子どもの世話のために必要な通常の家事活動を行い、かかる子どもに合理的なコントロールおよび規律を行使する。

(4) 個人的な責任からの保護。第(2)項の下で財産上に残っているか、おかれている主婦について

(a) 財産に入り、かつ、そこに生活していること、

(b) 不動産上で通常の家事活動と関連し、何かをなし、またはしないこと、

(c) 財産上にいる子どもの世話のために合理的に必要な品物およびサービスを提供すること、または

(d) 財産上の子どもの世話のために合理的なコントロールおよび規律を行使する。

(5) 子どもについて責任を負っている人への通知。主婦が第(2)項のもとで、財産上においた子どもについて、最後に責任を負う人に通知する合理的な努力をするものとする。

(6) 裁判所の命令その他。主婦が第(2)項のもとでおいた子どもについて

(a) 保護する必要が認められなかったとき、主婦は財産を離れるか、または

(b) 保護する必要が認められたとき、裁判所は主婦に、主婦が財産の上に

(i) 命令の日から30日を越えない特定の日、または、

(ii) 子どもを監護する権利を有する人が子どもの世話をするために帰る日

のいずれか早い日まで、留まることを許可することができる。

(7) 抗 張。第(6)項(b)のもとでの命令に特定された日以前に、子どもの世話の

ために誰れも帰らなかったとき、裁判所は、

(a) 命令を延長するか、または

(b) 第47条のもとでさらなる審理を行い、第47条のもとで命令をすることができる。

犯 罪、禁止命令、子どもの利益のために

第79条(1) 定 義。本節において、“濫用”とは肉体的に侵害され、性的に苦しめられるか、または性的に検査されることを意味する。

(2) 子どもの虐待。子どもを虐待する人は誰れでも、

(a) 子どもを濫用し、または

(b) 子どもを適切に世話せず、または必要品を支給せず、

(i) 子どもが濫用されるのを許し、または

(ii) 子どもが精神的、感情的または発展的な状態にあり、もし救済されなければ、子どもの発展に甚大な支障をきたす、

(3) 子どもを世話せずに放置する。16才未満の子どもについて責任を負っている人は誰れも、子どもについて、具体的な事情のもとで監督および世話のために必要な規定を作成することなしに、子どもを放置してはならない。

(4) 反対の証拠。ある人が第(3)項のもとで16才未満の子どもについて責任を負っており、かつ、子どもが10才未満であるとき、子どもの監督および世話が事情の下で合理的であったかどうかは、その人次第である。

(5) 子どもがぶらぶら暮すのを許す。10才未満の子ども親は誰れも、子どもが

(a) 真夜中から午前6時の間に、公共の場所をうろつくか、または

(b) 真夜中から午前6時の間に、公共の催しの場所にいること。ただし、親が子どもと同行するか、または18才以上の特定の人が子どもと同行するのを許可するときは、この限りでない。

(6) 警察は子どもを家庭または安全な場所に連れていくことができる。現実にはまたは明らかに16才未満である子どもが、真夜中から午前6時の間に公衆がアクセスする場所におり、かつ、第(5)項に示された人に伴われていないとき、保安官はあたかも子どもが第42条(1)のもとで逮捕されたかのように、逮捕状なしに逮捕することができる。

子ども及び家族サービス法 II

(7) 子どもを保護する尋問。裁判所は第(2)(3)および第(5)項の下で生じる事件との関連において、本節のもとで、あたかも適用が第40条(1)（子どもの保護手続）のもとでなされたかのように、手続を進めることができる。

第80条(1) 制限命令。裁判所が子どもは保護される必要があると発見するとき、裁判所は、第59条(1)のもとで命令をする代わりに、または命令に加えて、子どもの最善の利益のために、人が子どもにアクセスするか、または接触することを制約または禁止する命令をすることができ、かつ、その命令のなかに、裁判所が命令を補充し、かつ、子どもを保護するために適切と考える説示を加えることができる

(2) 同 様：説示。第(1)項のもとで、命令はなされるべきでない。ただし、手続の説示が命令のなかに指名された人に個人的に送達するときは、この限りでない。

(3) 最長の6カ月。第(1)項のもとでなされる命令は、6カ月を越えない特定の期間、効力を有するものとする。

(4) 拡張、変更および終了。命令の延長・変更および終了。第(1)項のもとでなされた命令の拡張、変更または終了の申立は、

(a) 命令の主体および人

(b) 子ども

(c) 子どもについて責任を負っている人、

(d) 協会、

(e) ディレクター、または

(f) 子どもがインディアンまたは土着の人。子どもの種族または生来社会、によってなされる。

(5) 同 様。申立が第(4)項のもとでなされるととき、裁判所は、子どもの最善の利益のため

(a) 命令をさらなる期間もしくは6カ月
または

(b) 命令を変更または終了させる。

(6) 協会の世話のもとにある子どもについて、命令が有効な間、協会は子どもを

(a) 命令のなかに指名された人、または

(b) その人が子どもと面接するのを許可する人の世話に戻ささないものとする。

第81条(1) 定義。本条において、“濫用をうける”とは、子どもに関連して使用されるとき、第37条(3)(a)(b)(c)(e)(f)(f・1)または(h)項の意味において、保護を必要とする。

(2) 子どもの利益のための回復。子どもの弁護士の見によれば、子どもが濫用されたことによる訴訟原因または他の請求権を有しており、子どもの弁護士がそうすることが子どもの最善の利益であると考え、損害の賠償または他の賠償を請求するための手続をとるであろう。

(3) 同一：社 団。子どもが社団の世話および監護の下にあるとき、第(3)項が必要な修正をうけて社団に適用される。

第82条 禁 止。なにびとも子どもを協会の世話および監護におくべきではない。ただし、

(a) 本来の規定に従い、または

(b) 第29条(1)または第30条(1)のもとでの1時的な世話または特別なニーズによる合意または第Ⅱ部（年令的なアクセスへのサービス）は、この限りでない。

第83条 犯 罪。子どもが第57条(1)のもとで、社会的監督命令、社会的保護命令または国王の後見命令を受けているとき、誰れも

(a) 場合に応じて、子どもが裁判所または協会によって現にうけている世話から離れるように誘ったり、

(b) 第1項に引用された人または協会によって、子どもが返えられるべき要求を引き止めたり、

(c) 子どもに干渉したり、子どもをある場所から他へ移したり、殺そうとしたり、または

(d) 子どもに影響を及ぼす目的で、(2)項に引用された人を訪問したり、または話しを

すべきでない。

第84条 犯 罪。なにびとも

(a) 承知のうえで、本節のもとで偽りの情報を与えたり、または

(b) 第40条、第41条、第42条、第43条または第40条のもとで行動する児童

子ども及び家族サービス法 II

保護士または公安官の仕事をじやましたり、干渉したり、またはじやまを企ててはならない。

第85条(1) 犯 罪。下記の規定に違反する人。

- (a) 第58条(1)のもとでなされたアクセス命令。
- (b) [廃止。1999年法第2条第30(1)]
- (c) 第74条(1) (裁判所命令によって入手された情報のばくろ)。
- (d) 第75条(6)または(10) (子ども濫用登記簿)
- (e) 第76条(8)のもとでなされた命令 (協会の記録の改正)
- (f) 第79条(3)または(5) (子どもを伴わない)
- (g) 第80条(1)のもとでなされた禁止命令,
- (h) 第82条 (許可されない職業紹介),
- (i) 第83条の規定 (子どもへの影響その他) または
- (j) 第84条(a)または(b)

およびディレクター, 職員または法人の被傭者が, 法人によるかかる違反を許し, 許可または協力するのを許すのは, 犯罪として有責であり, 答申は2,000ドル以上の罰金または2年以上の拘禁もしくは双方に処せられる。

(2) 同 一。第79条(2) (子どもの濫用) の規定に違反する人および法人によるかかる違反を是認し, 許可または協力する人は犯罪について有責であり, 答申は2,000ドル以上の罰金もしくは2年以上の拘禁または両者が科せられる。

(3) 同 一。第45条(3)または第76条(11), (同一視する情報の発表) もしくは第45条(7)(c)または第45条(9)のもとでなされた公告を禁止する命令に違反する人, および法人のディレクター, 役員または被傭者で, 法人によるかかる違反を正当化し, 許可しまたは協力することは犯罪であり, 10,000ドル以上の罰金または3年未満の懲役もしくは双方に処せられる。

子どもの宗教的信条

第86条(1) 子どもの宗教的信条はいかにして決定できるか, 本節の目的のために, 子どもは子どもの親によって合意された宗教的信条をもつものとみなされるべきであるが, しかし, そこに合意がないとき, または裁判所が簡単に決定できないとき, いかなる宗教的信条が合意されるか, またはほかのなんらかの宗教的信条が合意されるか, 裁判所は子どもの宗教的信条が, もしあるならば,

子どもの事情を基礎にしなければならない。

(2) 子どもの希望が調査されるべきである。裁判所は、子どもの見解および希望を聞き、それが合理的に確信されるならば、子どもの宗教的な心状は何かを調査できるわけである。

(3) 子どもの家族の体系。プロテスタントの子どもは、第Ⅲ部のもとで、ローマ・カトリック教会の世話に託されるべきではないし、ローマ・カトリックの子どもは、プロテスタント教会または施設に託されるべきではない。プロテスタントの家族または施設に託されている子どもは、本章のもとで、カトリックの家族または施設に託されるべきではない。

(4) 施設が1つしか存在しない。協会が1つしか存在しない自治体においては、第(3)項の規定は適用しない。

(5) 養親の配置に関するディレクターの考慮。協会が

(a) 合理的な時間内に子どもを適切な養親の許におくことは、第(3)項の作用の申立に、不可能であり、かつ

(b) 第(3)項の作用がなかったならば、子どもを適切な家庭のもとにおくことができたにちがいない。

協会はディレクターに申し込み、ディレクターは第(3)項の規定に関して、子どもの申出に適用しない。

強制禁止

第87条(1) 強制禁止。最高裁判所はある人が協会の申出にもとづいて、第83条に違反しないよう禁止命令をすることができる。

(2) 変動。その他、裁判所は第1項の規定のもとで、だれかの申立にもとづいて、第(1)項のもとでした命令を変更または終了させることができる。

終り